

税政連は、どのような実績をあげているのか

税政連は、政党や国会議員、地方議員等に朝飯会、懇談会、陳情等を通じ税理士会の要望にそった法案の実現のために、活発な政治活動をおこない、次のような成果をあげました。もちろん、これら成果は税政連のみでなしえたものでないことは言うまでもありませんが、日頃の税政連の地道な政治活動が、法案の成立の過程で、大きな、大きな力となっているは間違いない事実なのです。

1. 税理士法改正（昭和55年）

制度発足以来の大改正が行われ、

1. 税理士の使命を明確にしたこと
2. 対象税目について、従来の限定列挙の対象7税目から原則として全税目に拡大
3. 会計業務を税理士の付随業務として明定した（税理士の会計専門家として法律上位置付）
4. 登録即入会となった

2. 商法改正

大法人の会計監査人制度の拡大に反対する運動

昭和49年 会計監査人制度の導入にあたり、職域防衛のための反対運動を展開

監査対象会社の範囲を「当分の間、資本金10億円以上」（法務省案は資本金5億円以上）と範囲を狭めた。

その後、昭和56年に強制監査対象会社の範囲拡大が提案され、当初、資本金5億円以上、負債総額200億円以上、売上高200億円以上のいずれかに該当する株式会社が予定されていましたが、売上高200億円以上を対象外とし、範囲を狭めた。

また、任意監査（資本金1億円以上5億円未満の株式会社に対する会計監査人監査）の導入を阻止した。

平成2年にも強制監査対象会社の拡大の動きがありましたが、昭和56年の改正で決着済みとして、それを阻止した。

中小会社の計算書類の公開とそれを担保する制度の構築

中小会社に対する、商業登記所における計算の公開とその適正担保の制度（会計調査人調査制度等）とは切り離して立法すべきでない旨を陳情、登記所での公開制度の単独導入案が見送られました。

3. 税制改正

税理士会の税制建議を受けて、その実現の運動を展開、次の項目の実現をみた。

1. 小規模事業者の年末調整にかかる源泉所得税の納付期限の特例を届出により翌年1月20日まで延長
2. 欠損金の繰越控除の一部停止など赤字法人への課税について期限切れと共に廃止
3. 個人事業者の消費税の納期限を翌年2月末日から3月末日に延長
4. 内職のような家内労働についてのパート並の取り扱い
5. 平成2年商法改正に伴う税制上の特例措置として、有限会社が最低資本金に達するまでの増資に対する非課税措置（株式会社についても同様の措置）
6. 阪神・淡路大震災に際しての、税制上及び税務上、緊急に対応を必要とする事項の実現
7. 相続開始前3年以内に取得した土地・建物等についての相続税の課税価格の計算の特例（いわゆる「3年縛り」）の廃止
8. 法人の新規取得土地等に係る負債利子の損金参入制限措置の廃止

4. 阪神・淡路大震災による特例措置

被災地の株式会社及び有限会社について、最低資本金充足のための増資・組織変更手続きの期間を1年間猶予延長

5. 社会保険労務士法改正

全国社会保険労務士会連合会が昭和56年、平成4年、平成10年にわたり求めていた税理士の行う社会保険労務士の業務の撤廃運動を阻止

6. 建設業経理事務士（昭和56年—57年）

主務官庁たる建設省から、名称は建設業経理事務士と改め、将来的にも職業資格制度とはしない、建設業の経理・税務事務の改善指導については税理士を活用するよう建設業界を指導する等の回答文書を得る

7. 「不動産コンサルタント」制度創設（平成3年—4年）

「不動産コンサルタント」制度創設については、関連士業6団体との共闘で反対運動を展開、主務官庁たる建設省は、新しい資格制度とはしない、知識及び技能審査試験を実施士合格者に特別の名称を与えない、税理士法を遵守する、旨に改め、平成4年7月大臣告示をおこなった

